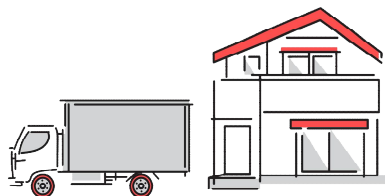


令和8年度
津野町
結婚新生活
支援事業



補助額 最大 60 万円

※ただし、予算額に達した時点で受付は終了となります。

申請期間 R8.4.1-R9.3.31

申請の流れ

申請書類
提出

審査

補助金
請求

補助金
支払い



詳しくはうら面へ



津野町新婚新生活支援事業のご案内

津野町では、新婚世帯の新生活を応援するため、結婚に伴うスタートアップ費用(引越しや住居費用など)を補助します。
ご検討の方は下記までお気軽にお問い合わせください！

対象となる世帯

- 次の①～⑨をすべて満たす世帯
 - ① 令和8年1月1日～令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている世帯
 - ② 婚姻日に夫婦とも39歳以下の世帯
 - ③ 夫婦の合計所得が500万円未満(最新の所得証明により判断)
※ただし、奨学金の返済を行っている場合は、奨学金の年間返済額を所得から控除できます
 - ④ 対象の住居が津野町内にあり、申請時に夫婦の一方もしくは両方の住所が該当する住居になっていること
 - ⑤ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
 - ⑥ 町民税等(住民税・国保税・水道料・保育料等)の滞納がないこと
 - ⑦ 過去に他市町村でこの制度による補助を受けていないこと
 - ⑧ 津野町に5年以上継続して居住する意思があること
 - ⑨ 夫婦の双方が、次のいずれかを申請日の属する年度の4月1日から申請日までの間に行っていること
 - ア ライフデザイン支援講座の受講
(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)
 - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)の受講
- 令和7年度に津野町結婚新生活支援事業による補助を受給した世帯であって補助上限額に達しなかった世帯

対象となる経費

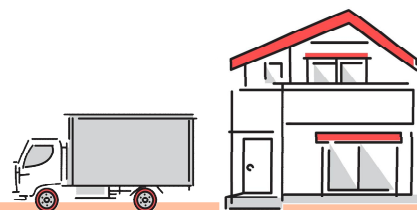
- 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った①～③の経費
 - ① 新居の購入費用
 - ② 新居の賃貸費用(家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)
※勤務先より住宅手当を受けている場合は、その金額を対象経費から差し引きます
 - ③ 引越業者や運送業者へ支払った引越し費用
※不用品の処分料、家具家電購入費、知人に頼んで引っ越した場合、車を借りて自分で引っ越した場合は対象外

補助額

- 婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯・・・最大60万円
- それ以外の世帯・・・最大30万円
※申請期間中に1回限り申請可能です

申請期間

- 令和9年3月31日(水)まで
※ただし、予算額に達した時点で受付は終了となります



お問い合わせ先

津野町役場 町民課 担当：磯田 〒785-0201 津野町永野225番地1 TEL:0889-55-2314